

令和3年1月14日（木）～2月7日（日）京都府全域

緊急事態宣言に伴う営業時間短縮の要請に関する

京都府緊急事態措置協力金 支給要項

I 概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年1月13日（水）、京都府に緊急事態宣言が発令されたことに伴い、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための京都府における緊急事態措置」を実施することとし、令和3年1月14日（木）から令和3年2月7日（日）までの間、京都府内全域の飲食店、遊興施設等（対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、別表1を参照）に対し、営業時間の短縮（午前5時から午後8時までの間の営業、酒類の提供は午前11時から午後7時まで）の要請（以下「時短要請」という。）を行いました。

対象施設を運営されている方で、時短要請に協力いただいた**企業・団体及び個人事業主**の皆様に対して、「京都府緊急事態措置協力金」（以下「措置協力金」という。）を支給します。

<参考>新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金と緊急事態措置協力金との比較

	京都府による要請 (新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金)		緊急事態宣言に伴う要請 (緊急事態措置協力金)
	第1期	第2期	
期間	12月21日(月)～ 1月11日(月)【22日間】	1月12日(火)～ 1月13日(水)【2日間】	1月14日(木)～2月7日(日) 【25日間】
対象地域	京都市内		京都府内全域
対象業種	接待を伴う飲食店 酒類を提供する飲食店等		飲食店 遊興施設等（飲食店営業許可を受けている施設）
要請内容	午前5時から午後9時までの間の営業を要請		午前5時から午後8時までの間の営業を要請（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）
対象者	中小企業・団体、個人事業主		企業・団体、個人事業主 (※規模の限定なし)
猶予期間	遅くとも12月25日(金)～	遅くとも1月13日(水)	時短営業の協力開始日～
受付期間	1月12日(火)～ 2月1日(月)	2月8日(月)～ 3月1日(月)	2月8日(月)～ 3月1日(月)

II 支給要件

措置協力金は、次の全ての要件を満たす者（以下「申請者」という。）に支給します。
なお、措置協力金の支給は、対象となる1施設（店舗）につき1度です。

- 1 京都府内において、時短要請を行う以前（令和3年1月13日（水）以前）に午後8時から午前5時までの時間帯に営業を行っている対象施設を運営する企業・団体及び個人事業主であること。

- 2 対象施設に関して、必要な許認可等（別表2⑦を参照）を取得している者であること。
- 3 時短要請した期間（令和3年1月14日（木）午前0時から令和3年2月7日（日）午後12時まで）のうち、時短営業の協力開始日から令和3年2月7日（日）まで、定休日等の店休日を除き、連続して時短要請に応じた者であること。
- ※時短営業の協力開始日から令和3年2月7日（日）までの間に、時短要請に応じない日が1日でもあれば、連続して応じたことにならないため、協力金は支給されません。
- ※準備の都合等、特別な事情があり1月14日（木）から時短要請に応じることが困難な場合であっても、可能な限り早い日から時短要請に応じていただくことが必要です。

【例1】1/15~2/7まで時短営業（毎週木曜日が定休日）																					支給 対象				
14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3		4	5	6	7
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	21日
定	○	○	○	○	○	○	定	○	○	○	○	○	○	定	○	○	○	○	○	○	○	定	○	○	
—	20時	20時	20時	20時	20時	20時	—	20時	20時	20時	20時	20時	20時	—	20時	20時	20時	20時	20時	20時	—	20時	20時	20時	
【例2】特別な事情があり、1/18~2/7まで時短営業（毎週木曜日が定休日）																					支給 対象				
14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3		4	5	6	7
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
定	×	×	×	○	○	○	定	○	○	○	○	○	○	定	○	○	○	○	○	○	○	定	○	○	○
—	21時	21時	21時	20時	20時	20時	—	20時	20時	20時	20時	20時	20時	—	20時	20時	20時	20時	20時	20時	—	20時	20時	20時	
【例3】1/17~1/27は時短営業、1/29は20時以降も営業、1/30~2/7は時短営業																					支給 対象				
sond	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3		4	5	6	7
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
定	×	×	○	○	○	○	定	○	○	○	○	○	○	定	×	○	○	○	○	○	○	定	○	○	○
—	21時	21時	20時	20時	20時	20時	—	20時	20時	20時	20時	20時	20時	—	22時	20時	20時	20時	20時	20時	—	20時	20時	20時	
【定】定休日等の店休日、【○】時短要請に応じた日、【×】20時以降も営業した日																									

- 4 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカーの交付を受けていること。同ステッカーの交付を受けていない場合は、次のいずれかのガイドラインに基づき感染防止対策を実施していること。

- ・各業種別ガイドライン（内閣官房HP）
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20201211>
- ・京都府「感染拡大防止ガイドライン（例）（標準的対策）」（京都府HP）
http://www.pref.kyoto.jp/koho/corona/documents/guideline_rei_200907.pdf
- ・より一層安心・安全な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言（ガイドライン）（京都市観光協会HP）
<https://www.kyokanko.or.jp/wp/wp-content/uploads/kansensyo-taisaku-guidelines.pdf>

- 5 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない者であること。

また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していない者であること。

III 支給額

1 施設（店舗）につき、時短要請に応じた日数 × 6万円

※定休日等の店休日は、協力金の対象となる日数には含みません。

※時短営業の協力開始日から令和3年2月7日（日）午後12時まで、定休日等の店休日を除き、連続して時短要請に応じていただくことが必要です。

IV 申請手続等

1 受付期間

令和3年2月8日（月）から令和3年3月1日（月）まで

2 申請方法

(1) WEB申請（できるだけ、WEB申請を御利用ください。）

パソコンやスマートフォンにより次のウェブサイトから申請してください。

<http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-kyoryokukin3.html>

なお、令和3年3月1日（月）23時59分までに申請を完了してください。申請が完了した場合は、登録したメールアドレス宛てに完了通知メールが届きますので、「@mail.jtb.com」ドメインからのメールが受信できるよう設定してください。

※令和3年1月12日（火）から1月13日（水）までの時短要請（京都市内の飲食店等のみ）の第2期協力金を先にご申請いただいた場合は、第2期協力金の完了通知メールに記載されたURLアドレスから申請することにより、今回の申請内容や添付書類の一部を省略できます。

(2) 郵送による申請

郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」又は「レターパックプラス」を用いて、下記宛て郵送してください。（第1期協力金と異なっておりますのでご注意ください）

（宛先）〒603-8799 京都北郵便局留

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事務局

令和3年3月1日（月）までの消印有効

持参による受付、対面での説明は行いませんので御了承ください。

＜郵送申請に当たって＞

※複数の施設（店舗）を運営している申請者は、取組を行った施設（店舗）分を一括して申請してください。

※必ず「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で郵送してください。なお、郵送前には「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。

※申請書類の到着に関する電話でのお問合せにはお答えできませんので御了承ください。（郵便追跡サービス等を御利用ください。）

※令和3年1月12日（火）から1月13日（水）までの時短要請（京都市内の飲食店等のみ）の協力金も申請する場合、同じレターパックに同封することにより、添付書類の一部を省略できます。

<注意事項>

※申請書類に不足や記載漏れ等の不備があった場合、また、申請書類の一部のみを提出された場合は、申請を受付できないため、全ての書類を事務局から返却します。返却後、必要な修正や不足している書類の追加を行った上で、全ての書類を再度、「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で受付期間内に郵送してください。申請書類が全て確認できれば、申請を受付します。

3 申請書類

別表2に定める申請書類を提出してください。申請書類の不足や不備等により返却する場合を除き、申請書類は一切返却しません。また、必要に応じて追加書類の提出及び申請内容の確認や説明を求めるために連絡することがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、申請を取り下げたものとみなします。

振込先の口座は、申請者ご本人名義の口座に限ります。法人の場合は、当該法人の口座に限ります。

4 支給の決定

申請書類の審査の結果、適正と認められるときは、措置協力金の支給を決定し、指定口座に支払います。また、支給を決定したときは、後日、支給に関する通知を発送します。審査の結果、支給要件を満たさず、不支給とすることを決定したときは、不支給に関する通知を発送します。なお、支給に関する通知及び不支給に関する通知は再発行しません。

V その他

- 1 措置協力金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や申請書類の不正その他支給要件を満たさないことが発覚した場合は、京都府は措置協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、京都府に措置協力金を返還していただきます。なお、時短営業の実施状況について、見回り等の調査を行っています。偽りその他の不正行為の内容が悪質であると判断した場合には、警察に情報提供の上、刑事告訴します。
- 2 協力金支出事務の円滑・確実な執行を図るため、必要に応じて、京都府は、対象施設の取組に係る実施状況や対象施設の運営等の再開状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 3 時短要請の協力をされた事業者として、申請書に記載された施設名称（店舗名等）を京都府のホームページで御紹介させていただくことがあります。

VI 本協力金の申請手続きに関するお問い合わせ先

協力金コールセンター（新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事務局）

電話番号 075-365-7780（月～土 9:30～17:30 日・祝日は休み）

(別表1) 対象施設一覧

1 特措法に基づく要請を行う施設

カテゴリー	コード	対象施設
飲食店、喫茶店 ※食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店 ※宅配・テイクアウトサービスは除く	1101	飲食店
	1102	喫茶店（カラオケ喫茶含む）
	1103	その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設
遊興施設 のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店	1201	キャバレー
	1202	ナイトクラブ
	1203	ダンスホール
	1204	スナック
	1205	バー
	1206	ダーツバー
	1207	パブ
	1208	サロン
	1209	ホストクラブ
	1210	ディスコ
	1211	出会い系喫茶
	1212	カラオケボックス
1213	ライブハウス	
1214	お茶屋（お座敷）	

2 特措法によらない働きかけを行う施設一覧

※下記の施設のうち、食品衛生法に基づく**飲食店営業又は喫茶店営業**の許可を受け、飲食店、喫茶店その他設備を設けて飲食をさせる営業が行われる施設は、特措法に基づく要請の対象になります。

コード	対象施設	具体的な施設種類
1301	劇場等	劇場、観覧場、プラネタリウム、映画館、演芸場
1302	集会場又は公会堂	集会場、公会堂、貸会議室、文化会館
1303	展示場	展示場、多目的ホール
1304	ホテル又は旅館	ホテル（集会の用に供する部分に限る） 旅館（集会の用に供する部分に限る）
1305	運動・遊技施設	体育館、屋内・屋外水泳場、ボウリング場、スケート場、スポーツジム、ホットヨガ・ヨガスタジオ、ゴルフ場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、陸上競技場、野球場、テニス場、弓道場、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、ビリヤード場、射的場、囲碁・将棋所、テーマパーク、遊園地
1306	博物館、美術館又は図書館	博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園
1307	1,000㎡を超える広さの物品販売業を営む店舗	
1308	1,000㎡を超える広さのサービス業を営む店舗	

(別表2) 申請書類一覧

書 類	
提 書 出 類	① 京都府緊急事態措置協力金申請書 (様式1、様式1-1)
	② 誓約書 (様式2)
	③ 支払口座振替依頼書 (様式3)
申 添 請 付 者 書 に 類 関 す る	④ 口座番号と口座名義 (カタカナ) が確認できる資料の写し (通帳の表紙裏など)
	⑤ 本人確認書類の写し 【法人】 法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等 (いずれか一つ) 【個人】 運転免許証、パスポート、保険証等 (いずれか一つ) ※運転免許証など裏面に住所変更等の記載がある場合は、裏面の写しも提出してください。
施 設 に 関 す る 添 付 書 類	⑥ 直近の確定申告書の写し 【法人】 直近の事業年度の「法人税確定申告書別表一 (一) 」 【個人】 令和元年 (2019年) 分の「確定申告書 B 第一表」 ※申告したことが確認できるもの (税務署の受付印や、電子申告の受信通知などがあるもの) に限ります。 ※設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は、個人事業の開業・廃業等届出書 (写し) 又は法人設立届出書 (写し) を提出してください。
	⑦ 業種に係る営業に必要な許認可等を取得していることが分かる書類の写し ※食品衛生法における飲食店営業許可、喫茶店営業許可の許可証
	⑧ 施設 (店舗) の外観 (屋号が分かるもの) の写真 ※新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカーの交付を受けている施設 (店舗) は、ステッカーが写り込むように撮影してください。
	⑨ 施設 (店舗) の内観 (店内の様子が分かるもの) の写真
	⑩ 直近の月締め帳簿 (令和2年11月、12月、令和3年1月のいずれかの月分) ※1ヶ月間の売上状況が確認できる資料 (試算表、売上台帳、出納帳等)
	⑪ 通常午後8時以降も営業していたことが分かる資料の写し (看板、ホームページ、チラシ等)
	⑫ 営業時間の短縮状況、酒類の提供時間が分かる資料の写し (貼り紙、ホームページ等)
⑬ 理由書 (様式4) ※前年と定休日等の店休日異なる場合のみ提出してください。	

【注】WEB申請の場合、添付書類はスマートフォン等で撮影した写真データも可とします。

【注】複数の施設 (店舗) を申請する場合は、店舗ごとに⑦~⑬の書類をまとめて提出してください。

京都市内において酒類の提供を行う飲食店等を運営されている中小企業・団体、個人事業主の方で、「第2期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」(要請期間: 令和3年1月12日 (火) ~13日 (水)) と同時に申請していただく場合、重複する一部の書類を省略することができます。(上記の③~⑥、⑧~⑩は省略可)

※郵送の場合は必ず同じレターパックに第2期分の申請書類と緊急事態措置協力金の申請書類を同封してください。

【注意】時短営業の実施状況について、見回り等の調査を行っています。偽りその他の不正行為の内容が悪質であると判断した場合には、警察に情報提供の上、刑事告訴します。

措置協力金・要件確認フローチャート

京都府内の飲食店・遊興施設等（以下「対象施設」という。）を運営している企業・団体、個人事業主ですか？

はい

飲食店営業や喫茶店営業など、営業に必要な許認可等を取得していますか？

いいえ

はい

「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」の交付を受けていますか？または、業種別ガイドライン等に基づき感染防止に取り組んでいますか？

いいえ

いいえ

はい

要請日（令和3年1月13日）以前から営業していましたか？

いいえ

はい

対象施設を、要請日（1月13日※）以前は、20時～翌朝5時までの時間帯に営業していましたか？
（※12/21～1/11、1/12～1/13の時短要請に応じた方はその期間以前）

いいえ

はい

時短営業の協力開始日から令和3年2月7日まで、定休日等の店休日を除き、連続して、京都府の要請に応じ営業時間を5時～20時までの時間帯に短縮（酒類の提供は19時まで）又は休業しましたか？

いいえ

はい

協力金の申請が可能

**協力金の対象外
（申請できません）**

申請内容（添付書類を含む）を審査の上、適正と認められる場合、協力金を支給いたします。

※ 要件確認の簡易版ですので、申請の際は必ず「支給要項」をご確認ください。

京都府緊急事態措置協力金申請書

京都府知事 西脇 隆俊 様

(申請日) 令和3年 2 月 8 日

※受付番号は、記入しないでください。

申請者 について の 情報	申請区分	1:企業・団体 2:個人事業主 ※いずれかに○				受付番号※	
	フリガナ	カブシキガイシャキョウトサンギョウ				代表者の氏名、性別、生年月日は必ず記入してください。	
	法人名	株式会社きょうと産業					
	フリガナ	キョウト タロウ				S:昭和 H:平成	
	【法人】代表者役職・氏名 【個人】氏名	代表取締役・京都 太郎		代表者・個人性別	M:男 F:女	代表者・生年月日	35 年 2 月 1 日
	【法人】所在地 【個人】自宅住所	〒 602-8570 ※番地や建物名まで記載してください。 京都 都道府県 京都 市区町村 上京区下立売通新町西入藪ノ内町85-3 府庁ビル3階					
	電話番号	075-000-△△△△				日中に連絡がつく番号を記入してください。	
	担当者名	京都 一郎	担当者電話番号	075-0000-□□□□			
	連絡先メールアドレス	000@△△△.co.jp					
	常時使用する従業員数(人)	25	資本金(円)※	1,000万	法人番号※	999999999999	

※資本金及び法人番号は、申請者が法人の場合に記入してください。

施設についての情報																																																																																								
<input checked="" type="checkbox"/> 本施設は、第1期(令和2年12月21日~令和3年1月11日)時短要請の協力金に申請済みです。 <input checked="" type="checkbox"/> 本施設は、第2期(令和3年1月12日、1月13日)時短要請の協力金に申請済みです。 <input type="checkbox"/> 本施設は、第1期及び第2期時短要請の協力金への申請を行っていません。																																																																																								
フリガナ										営業許可番号																																																																														
レストランキョウト										許可証上部の番号を記載 〇山北保衛第〇号の〇〇																																																																														
施設名称(店舗名等)										レストラン京都																																																																														
施設の種類のコード				施設の種類の種類(具体的に記入してください)																																																																																				
1 1 0 1				飲食店(レストラン)																																																																																				
所在地										〒 611-0000 ※番地や建物名まで記載してください。 京都府 宇治 市区町村 〇〇町〇-〇 山城ビル2階																																																																														
通常の営業時間				17:00 ~ 23:00				⇒ ①時間短縮する場合の営業時間		17:00 ~ 20:00		②終日休業する場合は <input checked="" type="checkbox"/>																																																																												
酒類の提供				<input type="checkbox"/> 酒類は提供していない。				<input checked="" type="checkbox"/> 酒類の提供は午前11時から午後7時までに短縮している。																																																																																
<通常の営業日> ※前年の実績 2020年1月 <table border="1"> <tr><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td></tr> <tr><td>○</td><td>○</td><td>定</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>定</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>定</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>定</td><td>○</td></tr> </table> ⇒営業日に「○」、定休日等の店休日に「定」を記入してください。													14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	○	○	定	○	○	○	○	○	○	定	○	○	○	○	○	○	○	定	○	○	○	○	○	○	定	○
14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7																																																																
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金																																																																
○	○	定	○	○	○	○	○	○	定	○	○	○	○	○	○	○	定	○	○	○	○	○	○	定	○																																																															
<時短対応した期間> ※前年と定休日等の店休日異なる場合には、理由書(様式4)を提出してください。 2021年1月 <table border="1"> <tr><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>日</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>日</td></tr> <tr><td>定</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>定</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>定</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>定</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table> ⇒時短要請に応じた日(終日休業した日も含む)に「○」、定休日等の店休日に「定」を記入してください。(元々20時までに閉店する日は空欄)													14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	定	○	○	○	○	○	○	定	○	○	○	○	○	○	定	○	○	○	○	○	○	○	定	○	○	○
14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7																																																																
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日																																																																
定	○	○	○	○	○	○	定	○	○	○	○	○	○	定	○	○	○	○	○	○	○	定	○	○	○																																																															
※時短営業の協力開始日から2月7日(日)まで、定休日等の店休日を除き、連続して時短要請に応じていただく必要があります。 準備の都合等特別な事情があり、1月14日(木)から時短要請に応じることが困難な場合は、その事情を以下の記載欄に記載してください。																																																																																								
記載欄 <1月14日から取り組むことができなかった場合は、その事情について記載してください。>																																																																																								

申請額(1店舗当たり)	(日額) 6万円	(時短対応した日数) 21 日	=	126 万円
-------------	----------	-----------------	---	--------

【注】2施設(店舗)以上申請する場合は、別紙「様式1-1」を使用し、各施設(店舗)に関する情報を記入し、添付してください。

京都府緊急事態措置協力金申請書

様式1

京都府知事 西脇 隆俊 様

(申請日) 令和3年 月 日

※受付番号は、記入しないでください。

申請者 についての 情報	申請区分	1:企業・団体 2:個人事業主 ※いずれかに○		受付番号※	
	フリガナ				
	法人名				
	フリガナ				
	【法人】代表者役職・氏名 【個人】氏名	代表者・個人性別	M:男 F:女	代表者・個人生年月日	S:昭和 H:平成 年 月 日
	【法人】所在地 【個人】自宅住所	〒 ※番地や建物名まで記載してください。 都道府県 市区町村			
	電話番号				
	担当者名			担当者電話番号	
	連絡先メールアドレス				
	常時使用する従業員数(人)		資本金(円)※	法人番号※	

※資本金及び法人番号は、申請者が法人の場合に記入してください。

施設についての情報

<input type="checkbox"/>	本施設は、第1期(令和2年12月21日～令和3年1月11日)時短要請の協力金に申請済みです。																									
<input type="checkbox"/>	本施設は、第2期(令和3年1月12日、1月13日)時短要請の協力金に申請済みです。																									
<input type="checkbox"/>	本施設は、第1期及び第2期時短要請の協力金への申請を行っていません。																									
フリガナ	許可証上部の番号を記載																									
施設名称(店舗名等)	営業許可番号																									
施設の種類の種類(別表1から記入)	コード 施設の種類の種類(具体的に記入してください)																									
所在地	〒 ※番地や建物名まで記載してください。 京都府 市区町村																									
通常の営業時間	: ~ : ⇒ ①時間短縮する場合の営業時間 : ~ : ②終日休業する場合は✓																									
酒類の提供	<input type="checkbox"/> 酒類は提供していない。 <input type="checkbox"/> 酒類の提供は午前11時から午後7時までに短縮している。																									
1 <通常の営業日> ※前年の実績																										
2020年1月														2020年2月							営業日数					
14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3		4	5	6	7	
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	日	
⇒営業日に「○」、定休日等の店休日に「定」を記入してください。																										
<時短対応した期間> ※前年と定休日等の店休日異なる場合には、理由書(様式4)を提出してください。																										
2021年1月														2021年2月							営業日数					
14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3		4	5	6	7	
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	日	
⇒時短要請に応じた日(終日休業した日も含む)に「○」、定休日等の店休日に「定」を記入してください。(元々20時までに閉店する日は空欄)																										
※時短営業の協力開始日から2月7日(日)まで、定休日等の店休日を除き、連続して時短要請に応じていただく必要があります。 準備の都合等特別な事情があり、1月14日(木)から時短要請に応じることが困難な場合は、その事情を以下の記載欄に記載してください。																										
記載欄																										

申請額 (1店舗当たり)	(日額)	(時短対応した日数)	
	6万円	×	日 = 万円

【注】2施設(店舗)以上申請する場合は、別紙「様式1-1」を使用し、各施設(店舗)に関する情報を記入し、添付してください。

法人名又は 個人事業主氏名	
------------------	--

様式1-1

※2店舗以上ある場合は、この用紙を使用してください。

施設についての情報																										
<input type="checkbox"/>	本施設は、第1期(令和2年12月21日~令和3年1月11日)時短要請の協力金に申請済みです。																									
<input type="checkbox"/>	本施設は、第2期(令和3年1月12日、1月13日)時短要請の協力金に申請済みです。																									
<input type="checkbox"/>	本施設は、第1期及び第2期時短要請の協力金への申請を行っていません。																									
フリガナ	許可証上部の番号を記載																									
施設名称 (店舗名等)	営業許可番号																									
施設の種類の (別表1から記入)	コード 施設の種類の(具体的に記入してください)																									
所在地	〒 ※番地や建物名まで記載してください。 京都府 市区町村																									
通常の営業時間	⇒ ①時間短縮する場合の営業時間 : ~ : ②終日休業する場合は <input checked="" type="checkbox"/>																									
酒類の提供	<input type="checkbox"/> 酒類は提供していない。 <input type="checkbox"/> 酒類の提供は午前11時から午後7時までに短縮している。																									
＜通常の営業日＞ ※前年の実績																										
2020年1月														2020年2月							営業日数					
14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3		4	5	6	7	
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	日	
⇒営業日に「○」、定休日等の店休日に「定」を記入してください。																										
＜時短対応した期間＞ ※前年と定休日等の店休日異なる場合には、理由書(様式4)を提出してください。																										
2021年1月														2021年2月							営業日数					
14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3		4	5	6	7	
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	日	
⇒時短要請に応じた日(終日休業した日も含む)に「○」、定休日等の店休日に「定」を記入してください。(元々20時までに閉店する日は空欄)																										
※時短営業の協力開始日から2月7日(日)まで、定休日等の店休日を除き、連続して時短要請に応じていただく必要があります。 準備の都合等特別な事情があり、1月14日(木)から時短要請に応じることが困難な場合は、その事情を以下の記載欄に記載してください。																										
記載欄																										

申請額 (1店舗当たり)	(日額) 6万円	(時短対応した日数) × 日 =	万円
-----------------	-------------	---------------------	----

【注】
 ・複数施設(店舗)を申請する場合は、「様式1-1」に各施設(店舗)に関する情報(1施設(店舗)につき1枚ずつ)を記入するとともに、添付書類(「別表2」⑦~⑬)の表紙として使用し、1施設(店舗)ごとに提出書類をまとめて提出するようにしてください。
 ・「〇〇屋四条店」など、どの施設(店舗)分か分かるように記載してください。

誓約書

私は、京都府が要請した飲食店等に対する営業時間短縮について、京都府緊急事態措置協力金の支給を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

記

- ・ 京都府緊急事態措置協力金支給要項のⅡに定める支給要件を満たしていることを誓約します。
- ・ 感染拡大予防に向けたガイドラインに基づく感染防止対策を実施しています。

①	次のいずれかにチェックをつけてください。 ※チェックがない場合は支給されません <input type="checkbox"/> 各業種別ガイドライン (ガイドライン名: _____) <input type="checkbox"/> 京都府「感染拡大防止ガイドライン (例) (標準的対策)」 <input type="checkbox"/> より一層安心・安全な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言 (ガイドライン)
②	新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカーの交付を受けている場合はチェックをつけてください。 <input type="checkbox"/>

- ・ 協力金の支給決定後、午後8時以降の営業など支給要件に違反する事実や申請書類の不正その他支給要件を満たさないことが発覚した場合は、協力金を返還します。
- ・ 京都府から検査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・ 京都府緊急事態措置協力金申請書に記載した施設名称 (店舗名等) を京都府のホームページに公表されることに同意します。
- ・ 協力金事業を共同で実施する市町村との間で、情報が共有されることに同意します。
- ・ 業種に係る営業に必要な許認可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。
- ・ 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。

また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していません。

令和 年 月 日

京都府知事 西脇隆俊 様

法人所在地又は
個人自宅住所

法人名 (法人のみ)

法人代表者職・氏名
又は個人氏名

※ 法人の代表者又は個人事業主が自署してください (法人の場合は、代表者印の押印でも可)。

支払口座振替依頼書

令和 年 月 日

京都府知事 西脇隆俊 様

【申請者】法人所在地又は個人自宅住所

法人名 (法人のみ)

法人代表者職・氏名又は個人氏名

京都府緊急事態措置協力金については、以下の口座にお支払いください。

金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード
銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店 支店		
口座種別	口座番号 (右詰で記入)	口座名義 (カタカナ)	
1 普通 ・ 2 当座			

ゆうちょ銀行 希望の場合	通帳記号	口座種別	通帳番号
		1 普通 ・ 2 当座	
口座名義 (カタカナ)			

注1) 振込先の口座は、申請者ご本人名義の口座に限ります。
法人の場合は、当該法人の口座に限ります。

注2) 上記口座番号と口座名義 (カタカナ) が確認できる資料 (通帳の表紙裏 (口座名義がカタカナで記載されているページ) など) の写しを添付してください。

(記入例)

金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード
まゆまろ 銀行・信用金庫 信用組合・農協	府庁 本店 支店	9 9 9 9	9 9 9
口座種別	口座番号	口座名義 (カタカナ)	
① 普通 ・ 2 当座	0 1 2 3 4 5 6	カ) キョウトサンギョウ	

理 由 書

前年と定休日等の店休日が異なる場合には、その理由を記載してください。

(理 由)

令和 年 月 日

京都府知事 西脇隆俊 様

法人所在地又は

個人自宅住所

法人名 (法人のみ)

法人代表者職・氏名

又は個人氏名

※ 法人の代表者又は個人事業主が自署してください (法人の場合は、代表者印の押印でも可)。

◆緊急事態措置協力金に関するよくある質問と回答

質問項目		回答
1 総論		
①	京都府緊急事態措置協力金について教えてほしい	協力金に関するお問い合わせについては、「協力金コールセンター」までお願いします。京都府のホームページにも順次、詳細内容を掲載する予定です。 協力金コールセンター 電話：075-365-7780 (月～土 9:30～17:30 (日・祝は休み))
②	複数の店舗を営んでいる場合、各店舗とも協力金の支給対象になるのか。	協力金の支給要件を満たしている場合は、複数の店舗が対象になります。なお、提出された書類により支給要件を満たしているかどうか審査させていただいた上で支給を決定します。支給要件や提出書類の詳細は決まり次第、府のホームページ等を通じてお知らせします。
2 支給要件に関すること		
①	要請の期間中(1月14日～2月7日)の全ての日において、時短営業に取り組む必要があるのか。	原則、期間中全ての日において時短営業を行ってください。事情により時短営業の開始が遅れた場合も協力金の対象としますが、時短営業の協力開始日から2月7日まで、定休日等の店休日を除き、連続して時短営業に取り組んでいただく必要があります。
②	時短営業ではなく、終日休業した場合は協力金の対象になるのか。	もともと、20時以降も営業されている飲食店等が、時短ではなく終日休業された場合で、協力金の支給要件を満たしている場合は対象となります。
③	要請期間中に予約が既に入り、その日は20時以降も営業した場合は、支給対象となるのか。	時短営業の協力開始日から2月7日まで、定休日等の店休日を除き、連続して時短営業に取り組んでいただく必要がありますので、時短営業を行わなかった時点で、それまでの期間は協力金の支給対象外となります。時短営業の協力を再開された場合は、再開した日から2月7日まで、定休日等の店休日を除き、連続して時短営業に取り組んでいただいた時は、その期間が支給対象となります。
④	もともと月～金曜は20時に閉店、土曜日は22時に閉店していた場合、土曜日の営業を20時までに短縮すれば、協力金の対象となるのか。	もともと22時に閉店していた土曜日の営業を20時までに短縮し、期間を通して20時まで(酒類の提供は19時まで)に閉店すれば協力金の支給対象になります。この場合、協力金の算定対象は時短をされた土曜日の営業日になります。
⑤	令和2年12月21日からの時短要請に応じて、1月14日以降も21時までの営業時間短縮を行った場合は、1日4万円の協力金の支給対象となるのか。	令和2年12月21日から京都市内を対象に行っていた21時までの時短要請は、緊急事態宣言の発出により令和3年1月13日に終了しました。令和3年1月14日からは緊急事態措置としての京都府全域を対象に20時までの時短要請を行っております。この要請期間中(1月14日～2月7日)は、20時までの時短営業に取り組んでいただく必要がありますので、20時までの時短営業を行わない場合、協力金は支給されません。なお、事情により時短営業の開始が遅れた場合も協力金の対象としますが、時短営業の協力開始日から2月7日まで、定休日等の店休日を除き、連続して時短営業に取り組んでいただく必要があります。
3 対象施設に関すること		
①	「特措法によらない働きかけを行う施設」は、協力金の支給対象になるのか。	「特措法によらない働きかけを行う施設」は特措法に基づく要請の対象ではないため、協力金の対象外です。ただし、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受け、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設については、特措法に基づく要請対象ですので、要請に応じて時短営業を行い、支給要件を満たせば対象となります。
②	ホテル・旅館について、集会の用に供する部分だけを20時までに終了すれば、宿泊業務を行っても、協力金の支給対象となるのか。	ホテル・旅館は特措法に基づく要請の対象ではないため、協力金の対象外です。ただし、集会の用に供する部分で、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受け、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設については、特措法に基づく要請対象ですので、要請に応じて時短営業を行い、支給要件を満たせば、宿泊業務を行っても支給対象となります。
③	以前は20時以降も営業していたが、コロナの影響により最近20時に閉店していた場合は、対象にならないのか。	コロナの影響以前に20時以降まで営業されており、コロナの影響以後に20時までに時短された場合は対象になります。昨年の同時期における営業実態や、直近の営業実態をはじめ、支給要件を満たしているかどうか提出書類をもとに審査をさせていただいた上で支給を決定します。
④	コロナの影響で要請前から休んでいる場合は、支援給付金の対象になるのか。	令和2年11月から令和3年1月の間に全く営業した実績がない場合は、対象となりません。

質問項目		回答
4 申請方法等に関すること		
①	「通常の営業時間」とは、いつの時点の営業時間を記載すればよいですか？	コロナの影響を受ける前の営業時間を記載してください。
②	不定休の場合は、どの日が協力金の対象となるのか。	20時以降も営業している飲食店等が、要請に応じて、時短や休業された日が対象になります。昨年の同時期における営業実態や、直近の営業実態をはじめ、支給要件を満たしているかどうか提出書類をもとに審査をさせていただいた上で支給を決定します。
③	協力金は、申請してから何日後に支給してもらえるのか。	できるだけ速やかな支給に努めます。申請書類の不足や記入漏れがある場合はその確認に時間を要するため、直近の月締め帳簿や時短要請に応じたことが分かる資料の写し（貼り紙、ホームページ等）など、「申請に必要な書類」を整えておいていただきますようお願いします。
5 提出書類に関すること		
①	要請以前は、通常20時以降も営業していたことがわかる書類は、何を提出すればよいですか。	要請以前の営業時間が記載された看板や店内掲示の写真、パンフレットや名刺、ホームページやSNS、従業員のシフト表の写し等をご提出ください。
②	要請期間中に、時短営業に取り組んだことがわかる書類は、何を提出すればよいですか。	お客様へ営業時間変更のお知らせをされたことが分かる資料をご提出ください。 【例】店内外にお知らせの貼り紙を掲示されたことが分かる写真、ホームページやSNSでの告知のコピー等 ※時短の期間と閉店時間がわかるようお願いします。
③	酒類の提供を19時までとしたことについては、何をもちて証明すればよいのか。	お客様へ酒類の提供を19時までとするお知らせをされたことが分かる資料をご提出ください。【例】店内外にお知らせの貼り紙を掲示されたことが分かる写真、ホームページやSNSでの告知のコピー等
6 業種別ガイドラインやステッカーに関すること		
①	「業種別ガイドライン等に基づき感染防止の取組をしていること」とは具体的にどのようなことか。	次のいずれかのガイドライン等に沿って、感染防止の取組をしていることをいいます。 (1)各業種別ガイドライン（内閣官房HP） https://corona.go.jp/prevention/ (2)京都府「感染拡大予防ガイドライン(例)（標準的対策）」（京都府HP） http://www.pref.kyoto.jp/documents/guideline_rei_2.pdf (3)より一層「安心・安全」な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言(ガイドライン)（京都市観光協会HP） https://www.kyokanko.or.jp/wp/wp-content/uploads/kansensyo-taisaku-guidelines.pdf
②	「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」の交付を受けていることは必要ですか。	感染拡大予防ガイドライン等に沿って、感染防止の取組を行うことが要件であり、感染拡大予防対策をいただいているステッカー交付事業所（店舗等）を協力金の要件としています。ただ、ステッカーの交付を受けていなくても、次のいずれかのガイドラインに沿った対策をいただいていることが確認出来れば構いません。 (1)各業種別ガイドライン（内閣官房HP） https://corona.go.jp/prevention/ (2)京都府「感染拡大予防ガイドライン(例)（標準的対策）」（京都府HP） http://www.pref.kyoto.jp/documents/guideline_rei_2.pdf (3)より一層「安心・安全」な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言(ガイドライン)（京都市観光協会HP） https://www.kyokanko.or.jp/wp/wp-content/uploads/kansensyo-taisaku-guidelines.pdf
③	「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」はどこに行けばもらえますか。	まず、業種別ガイドライン等に基づき感染防止の取組をいただいた上で、WEB申請か窓口申請していただく必要があります。 https://www.kyotokaigi.com/ (1)WEB申請 ※申請後にメールにてステッカー画像が送付されます (2)窓口申請 ※事前にステッカーの在庫有無や受付時間等をご確認ください
④	業種別ガイドライン等に基づき感染防止の取組をしているが、ステッカーの交付を受けていない。何をもちて証明するのか。	誓約書において、感染防止の取組をしている旨、誓約していただきます。
7 その他		
①	協力金と他の助成金等（雇用調整助成金【国】、持続化給付金【国】、家賃支援給付金【国】、再出発補助金【府】等）の両方を受給することができるのか。	他の助成金等の受給を受けていても、協力金の申請は可能です。

提出書類のチェックリスト

(書類もれや記入もれがないようにお願いします)

	確認	提出書類名 (詳細は 6 ページをご覧ください)
申請者に関する書類	①	京都府緊急事態措置協力金申請書 (様式 1、様式 1-1)
	②	誓約書 (様式 2)
	③	支払口座振替依頼書 (様式 3)
	④	口座番号と口座名義 (カタカナ) が確認できる資料の写し (通帳コピーなど)
	⑤	本人確認書類の写し (運転免許証など)
	⑥	直近の確定申告書の写し
施設に関する書類	⑦	飲食店営業許可、喫茶店営業許可の許可証の写し
	⑧	施設 (店舗) の外観 (屋号が分かるもの) の写真
	⑨	施設 (店舗) の内観 (店内の様子が分かるもの) の写真
	⑩	直近の月締め帳簿 (令和 2 年 11 月、12 月、令和 3 年 1 月のいずれかの月分)
	⑪	通常午後 8 時以降も営業していたことが分かる資料の写し
	⑫	営業時間の短縮状況、酒類の提供時間が分かる資料の写し
	⑬	理由書 (様式 4) ※前年と定休日等の店休日が異なる場合のみ提出

※複数店舗を申請される場合は、店舗ごとに様式 1-1 と⑦~⑬をまとめて提出してください。

第 2 期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 (京都市内の飲食店等が対象、要請期間 1/12 ~1/13 分) と同時申請する場合、この緊急事態措置協力金の申請は下記を提出してください。

	確認	提出書類名 (詳細は 6 ページをご覧ください)
申請者	①	京都府緊急事態措置協力金申請書 (様式 1、様式 1-1)
	②	誓約書 (様式 2)
施設	⑦	飲食店営業許可、喫茶店営業許可の許可証の写し
	⑪	通常午後 8 時以降も営業していたことが分かる資料の写し
	⑫	営業時間の短縮状況、酒類の提供時間が分かる資料の写し
	⑬	理由書 (様式 4) ※前年と定休日等の店休日が異なる場合のみ

※複数店舗を申請される場合は、店舗ごとに様式 1-1 と⑦⑪⑫⑬をまとめて提出してください。
 ※措置協力金 (1/14~2/7 分) から新たに店舗を追加される場合は、新規申請の場合と同じく、追加店舗分は⑦~⑬全てを提出してください。
 ※必ず第 2 期の申請書類と同じレターパックに同封して郵送してください。

【宛先】 〒603-8799 京都北郵便局留

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事務局

※必ず「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で郵送してください。